

(1) 過去の基本指針の変更等の反映

○第2編 平素からの備えや予防

改正前	改正後	備考
<p>(p. 28～)</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の活用を図る。 また、同報系防災行政無線の調査研究や可聴範囲の拡大を図る。 さらに、国において整備を進めている「全国瞬時警報システム」(J-ALERT) 計画について積極的に協力していく。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、<u>安否情報省令に規定する様式により県に報告する。</u></p>	<p>(p. 28～)</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 市における通信の確保 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努め、また、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行うものとする。</u></p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p>	<p>・現況による更新修正</p> <p>・安否情報システムを用いて県に報告する旨を追加</p>

○第3編 武力攻撃事態等への対処

改正前	改正後	備考
<p>(p. 54～)</p> <p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>(p. 58～)</p> <p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b></p> <p><b>第1 警報の伝達等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>警報の内容の伝達方法については、<u>当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(p. 54～)</p> <p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p> <p>(p. 58～)</p> <p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b></p> <p><b>第1 警報の伝達等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市 (町村) 長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>・国、県の現地対策本部との連携に関する記述を整理</p> <p>・武力攻撃災害時の情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システムを追加</p>

<p>(p. 71～)</p> <p><b>第5章 救援</b></p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>(p. 71～)</p> <p><b>第5章 救援</b></p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>・救援事務の厚生労働省から内閣府(防災担当)への移管に伴う修正</p>
<p>(p. 80～)</p> <p><b>第6章 武力攻撃災害への対処</b></p> <p><b>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</b></p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>指定行政機関の長</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により消防本部に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>指定行政機関</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>次に掲げる指定行政機関の長</u>及び</p>	<p>(p. 80～)</p> <p><b>第6章 武力攻撃災害への対処</b></p> <p><b>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</b></p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>内閣</u></p>	<p>・「国民の保護に関する基本指針」に合わせた修正</p>

<p>び県知事に通報し、その受信確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実用発電用原子炉等</u>にあつては、<u>経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）</u></li> <li>・ <u>試験研究用原子炉等</u>にあつては、<u>文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）</u></li> </ul> <p>③～④ （略）</p> <p>（3）～（6） （略）</p> <p>（p. 88～） 第7章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 県に対する報告</p> <p>市は、原則として、<u>安否情報省令に規定する様式で県に報告する。</u>ただし、事態が急迫してこの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p><u>総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p> <p>③～④ （略）</p> <p>（3）～（6） （略）</p> <p>（p. 88～） 第7章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 県に対する報告</p> <p>市は、<u>県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>・ 安否情報システムを用いて県に報告する旨を追加</p>
--	---	---------------------------------